

令和6年度
鳥獣被害防止総合対策交付金
鳥獣被害防止対策促進支援事業のうち
ジビエ関連出展等事業 公募要領

令和6年12月
農林水産省農村振興局
農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室

鳥獣被害防止総合対策交付金鳥獣被害防止対策促進支援事業のうち
ジビエ関連出展等事業公募要領

第1 趣旨

鳥獣による農林水産業等に係る被害については、鳥獣の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、中山間地域等を中心に全国的に深刻化しています。また、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の経営意欲の低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせています。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第10条の2第2項では、国は、捕獲等鳥獣の当該施設への搬入に必要な設備及び資材の整備充実、鳥獣の食品としての利用等その有効利用の促進を図るため、需要の開拓の取組等に対する支援等の措置を講ずるものとされています。

このため、ジビエ関連出展等事業は、大阪・関西万博の会場において国内外からの来場者を対象に、鳥獣被害対策や野生鳥獣肉（ジビエ）利活用に対する更なる理解醸成及びジビエ等の利用拡大を図るため、ジビエに関する歴史や文化、魅力等を伝えるための展示物の設営・運営等、また会場外での万博に連動した催事等イベント開催を実施するものです。

第2 応募対象事業

ジビエ関連出展等事業は、次に掲げる大阪・関西万博ジビエ出展事業及びジビエイベント開催事業から成り、各事業ごとに事業実施主体を募るものとします。

（1）大阪・関西万博ジビエ出展事業

大阪・関西万博のテーマウィーク「食と暮らしの未来ウィーク」（令和7年6月5日～6月16日）でのEXP0メッセ内における農林水産省の政府展示内において鳥獣被害対策やジビエ利活用に対する更なる理解醸成及びジビエ等の利用拡大のため、40㎡程度のブースにおいて体験コンテンツ等を備えたブースの設営及び運営、ステージにおけるワークショップ等を実施することとします。展示ブースにおいては、ジビエが一つの食文化として定着し、自然と多くの方が食材として選択するような状況に少しずつシフトチェンジさせるような利用可能性を、心が躍るような展示を通し伝えるためのブースとするものとします。

展示設営日は6月6日～7日、展示期間は6月8日～15日の全8日間、撤去日は6月16日を予定しています。

ア 展示物を活用した情報発信

（ア）ブースの運営

ブースにおいて、鳥獣被害対策やジビエ利活用に対する更なる理解醸成及びジビエ等の利用拡大のため、展示物の設営及び装飾、フォトスポットの制作（鳥獣被害対策機器の設置含む。）、スタッフの配置の計画及び実施、ブースの運営（展示物の管理を含む。）並びに展示終了後の撤去を実施するものとします。展示物は力の（ウ）に掲げる別途貸与するものを用いることとし、展示に要する映像・音響等機器の準備、フォトスポットに使用する剥製の調達及び輸送等も行うものとします。なお、剥製の調達先に当たっては、担当部署と事前に協議した上で決定します。

(イ) ブースに係る情報発信

ブースについては、他ブースとの調和を図った上で担当部署と協議の上、PR資材等を作成し事前告知等の情報発信をするとともに、「ジビエト (<https://gibierto.jp/>) 」や「全国ジビエフェア (<https://www.gibier-fair.jp/>) 」等の既存ホームページ及びSNS等の情報発信媒体を通じて事前告知等の情報発信を行うものとします。

(ウ) 展示物「Gibier Map」のWebサイト公開

万博開催後も一般消費者に対して、鳥獣被害対策や野生鳥獣がジビエとして消費される過程を分かりやすく継続的に情報発信することにより、さらなるジビエの利用拡大を推進するため、万博会場で展示予定の展示物のうち「Gibier Map」を、Webサイトにおいて公開するものとします。なお、本事業終了後も公開を継続できるよう、Webサイト運営事業者の変更も見据えた低コストで管理・維持できる仕様とすることとします。また、「Gibier Map」を制作するTOPPAN株式会社と円滑かつ適切な引継ぎを行うとともに、本事業完了後にも農林水産省が認める第三者が管理・運営できるよう、適切な引継ぎ事務を行うこととします。なお、Web サイトの運営に必要なサーバー費用及び引継ぎ等に必要な経費については、本事業の経費とすることができます。

(エ) 効果測定の実施

アからウまでの取組により、ジビエの認知度向上及び喫食機会の拡大にどのように寄与したのか、本事業実施にかかる数値目標を設定した上で結果を分析し、次年度以降の一般消費者向けイベントへの出展等における情報発信方法の検討（効果的な喫食機会拡大に資する内容、効果的な情報発信に資する内容）のための基礎となる改善策を取りまとめ、オの報告書とともに提出することとします。

イ 試食の実施

ジビエブースにおいて、展示期間中、一日に5～7回程度に分け、来場者に広く提供できる形で幅広い産地のジビエの試食を実施するものとします。また、当日対応スタッフの配置・運営を計画し実施するものとします。試食の際には、衛生面に十分配慮し、厚生労働省の「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」に基づき取り組むこととします。なお、ジビエの提供量・調達先及び調理機器等の調達に当たっては、担当部署と事前に協議した上で決定します。

ウ ワークショップの実施

EXP0メッセ内における農林水産省の政府展示内のステージにおいて、展示期間中2日間（2時間/日）、猪や鹿の皮革を用いたレザークラフトワークショップを実施します。また、当日対応スタッフの配置・運営を計画し実施するものとします。ワークショップは小学生以下の子供を含む親子が無理なく参加できる難易度とし、作業中の怪我の防止に配慮した内容とします。なお、体験者人数、皮革の調達先・数量、1日のワークショップ実施回数、講師等については、担当部署と事前に協議した上で決定します。

エ その他事業の目的を達成するために必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、検討の上、実施することができるものとします。

オ 報告書等

アからエまでの取組成果を取りまとめた報告書を、記録写真やPR資材データ等と

合わせて、電子媒体（光学メディア）で提出することとします。

提出する電子媒体はウィルスチェックを行い、ウィルスチェック内容（ウィルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付して提出することとします。

カ 留意事項

- （ア）大阪・関西万博での展示・運営に当たっては、事業実施に要する情報収集に努め、「ユニバーサルサービスガイドライン（2023年7月版（2025年日本国際博覧会協会）」、「多言語対応ガイドライン（2023年7月版（2025年日本国際博覧会協会）」「催事施設概要（2023年12月版）（2025年日本国際博覧会協会）」等の公益社団法人2025年日本国際博覧会協会のレギュレーション、その他今後発表される予定のガイドラインを遵守するほか、他の展示スペースを含む全体の展示との調和を図ることとします。また、本事業の実施主体となる企業・団体やその商品のPRを主目的とした取組はできません。
- （イ）展示に係る規格、多言語対応、内容等、ア～エを具体的を実施するにあたっては、農林水産省内の各部局の担当部署と協議・調整の上、取り組むこととします。
- （ウ）展示物については、TOPPAN株式会社が作成した「令和5年度補正事業鳥獣被害対策・ジビエ情報発信事業成果物」を貸与するものとします。なお展示物は撤去日から15日以内に返却することとします。
- （エ）本事業応募にあたって参考とするため、（ウ）の展示物の内容については、希望する者には「展示物概要資料」として貸与することとします。貸与を希望する場合には、第12の2の（2）に掲げる問い合わせ先に事前連絡のうえ、下記①から③までの内容を遵守することとします。
 - ①応募者は、応募申請書提出時に貸与資料を担当部署に返却すること
 - ②応募者は、貸与資料を善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと
 - ③貸与資料については複製を禁止するものとし、応募申請書作成参考以外の目的には使用しないこと

（2）ジビエイベント開催事業

大阪・関西万博と連動し一般消費者に向けたジビエの喫食機会の拡大のため、関西圏内の百貨店等においてジビエを用いた食肉加工品や、鹿や猪等の皮革や骨を用いた商品等を紹介する催事等イベントを開催することとします。

ア 万博会場外での催事の出展等

（ア）イベントの開催

大阪・関西万博と連動し、関西圏内の百貨店等において期間限定で幅広い産地のジビエを用いた催事等イベントを開催することとします。出展するジビエ処理施設や食品事業者等については、担当部署と事前に協議した上で決定するものとします。販売・試食を実施する際には、衛生面に十分配慮し、厚生労働省の「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」に基づき取り組むこととします。

（イ）イベントに係る情報発信

イベントについては、担当部署と協議の上、PR資材を作成し事前告知等の情報発信をするとともに、担当部署と協議のうえ「ジビエト（<https://gibierto.jp/>）」や「全国ジビエフェア（<https://www.gibier-fair.jp/>）」等の既存ホーム

ページ及びこれらのSNS等情報発信媒体を通じて催事に関する事前告知等情報発信を事業者と連携し行うものとします。

(ウ) 効果測定の実施

アの取組により、ジビエの認知度向上及び喫食機会の拡大にどのように寄与したのか、本事業実施に係る数値目標を設定した上で分析し、次年度以降の一般消費者向けイベントへの出展等における情報発信方法の検討（効果的な喫食機会拡大に資する内容、効果的な情報発信に資する内容）のための基礎となる改善策を取りまとめ、ウの報告書とともに提出することとします。

イ その他事業の目的を達成するために必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、検討の上、実施することができるものとします。

ウ 報告書等

上記ア及びイの取組成果を取りまとめた報告書を、記録写真やPR資材データ等と合わせて、電子媒体（光学メディア）で提出することとします。

提出する電子媒体はウィルスチェックを行い、ウィルスチェック内容（ウィルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付して提出することとします。

第3 応募者の資格

本事業の応募者は、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、国立研究開発法人又は協議会（民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。）とします。

第4 交付金の交付限度額、交付率

交付金の交付限度額は次に掲げるとおりとし、交付率は定額とします。

なお、申請のあった金額については、交付対象経費等の精査により調整・減額することもあるほか、事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となります。

(1) 大阪・関西万博ジビエ出展事業

交付対象となる交付金の額は、30,000千円以内とします。

(2) ジビエイベント開催事業

交付対象となる交付金の額は、10,000千円以内とします。

第5 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和7年3月31日までとします。

第6 交付対象経費の範囲等

交付の対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費及び成果の取りまとめに必要な

な経費のうち、以下の（１）から（８）までのとおりです。

申請に当たっては、事業実施期間中における所要額を算出していただきますが、交付対象となる交付金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果、決定されることとなります。

また、必要経費については、円単位で積算した後に千円未満を切捨て、円単位で計上することとします。

なお、事業実施上不要又は過度と認められる経費は、交付対象外とします。

（１）設備備品費

「設備備品費」とは、事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費です。

なお、取得単価が50万円以上の設備、備品については、事業実施計画の承認申請の際に２社以上の見積書（当該設備、備品を販売する者が１社しか存在しない場合を除きます。）、カタログ等を提出していただきます。

（２）消耗品費

「消耗品費」とは、事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費です。

（３）旅費

「旅費」とは、事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費です。

（４）謝金

「謝金」とは、事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費です。

謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定する必要があり、その謝金の単価の設定根拠となる資料を、応募申請の際に提出していただきます。

なお、事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金は支払うことはできません。

（５）賃金

「賃金」とは、事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費です。

賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とします。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできません。

賃金の単価は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとします。なお、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を、応募申請の際に提出していただきます。

（６）役務費

「役務費」とは、事業を実施するための、それだけでは本事業の成果とは成り得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費です。

（７）委託費

「委託費」とは、本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費です。

委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できます。

ただし、委託費は、交付金の額の50%を超えることはできません。また、事業の根幹を成す業務を委託することはできません。

（８）その他

「その他」とは、事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除きます。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、広告費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費です。

第７ 事業実施主体及び事業計画の審査

第12により提出された応募申請書類について、次に掲げる方法及び手順により審査します。

１ 審査の方法及び手順

（１）書類確認

応募の要件（応募者の資格、交付申請金額、事業期間、重複申請の制限等）について、担当部署において、要件を満たしていることを確認します。

なお、応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外します。

（２）書類審査

２に定める審査委員会において、審査を行います。

（３）ヒアリング審査

審査委員会において書類審査を行い、必要に応じて申請者（代理も可能とします。）に対するヒアリング審査を実施します。

なお、ヒアリング審査を実施する場合、出席しなかった応募者は申請辞退とみなします。

（４）最終審査

書類審査及びヒアリング審査の評価結果を踏まえ、交付金交付候補者を選定します。

（５）交付金交付候補者の決定

審査委員会による審査結果は農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」といいます。）に提出され、農村振興局長は、交付金交付候補者を最終決定します。

２ 審査委員会

農林水産省農村振興局に設置する鳥獣被害防止総合対策交付金審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）は、外部有識者を含む審査委員（以下「委員」といいます。）により、審査を行います。

また、委員は、委員として取得した一切の情報を、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後であっても第三者に漏洩しないこと、当該情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持義務を遵守することとしています。

なお、審査の経過は通知しません。提出された事業実施計画の書類等の資料は、応募者に一切返還しません。

3 審査の観点

審査委員会における審査の具体的な観点は、以下のとおりです。

(1) 実施内容

- ・ 事業実施計画において、第2に示す事業内容が記載されているか。
- ・ 本事業の趣旨を十分に理解・把握した提案を行っているか。また、偏った内容の計画となっていないか。
- ・ 事業内容及び手法が明確であり、効果を高める工夫が見られるか。

(2) 実施計画

- ・ 本事業の実施計画及び実施体制が具体的に示されているか。
- ・ 本事業の実施方法及びスケジュールに無理がなく、実現性があるか。
- ・ 事業内容に照らして、資金計画（積算内訳）が妥当なものであるか。

(3) 応募者

- ・ 応募者は、高い実績を有しているか。
- ・ 応募者は、事業実施上、適正な会計手続を行い得る体制を有しているか。
- ・ 応募者は、本事業を実施する能力・体制を有しているか。

なお、応募申請書類の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消しがあった応募団体の場合は、この旨を審査に反映します。

また、審査の方法や手順、観点については、変更される場合があります。

4 審査結果の通知等

審査の結果については、交付金交付候補者が最終決定し次第、速やかに応募者に対してその旨通知します。

最終決定された交付金交付候補者については、その名称及び事業名を農林水産省のホームページ等で公表します。

第8 事業の実施及び交付金の交付に必要な手続等

第7の4により交付金交付候補者の最終決定の通知を受けた応募者は、速やかに交付金の交付に必要な手続を行うこととなります。

- 1 第7の審査において、修正等を行う必要があるとされた事業実施計画については、交付申請の前に、修正等を行った事業実施計画の提出をしていただきます。
- 2 提出された事業実施計画を確認した結果、適当であると認められたものについては、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」といいます。）に基づき交付申請書を提出していただきます。提出された交付申請書を審査した結果、適当であると認められた場合には、交付決定の通知をします。
- 3 なお、事業実施計画書及び交付申請書の内容については、審査の過程で修正してい

ただくことがあります。

第9 事業の開始時期等と交付金の支払い

本事業の開始時期は、原則、交付決定の日からとし、事業完了後、交付等要綱に基づき実績報告書に必要書類を添付し、事業完了の日から1か月を経過した日又は4月10日のいずれか早い日までに提出していただきます。その後、提出された実績報告書等について審査し、実際に使用された経費について交付金の額を確定した後、交付金の額の確定通知書を送付するとともに交付金を支払います。

第10 重複申請等の制限

応募者が次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外され、又は交付金交付候補者の最終決定若しくは交付金の交付決定が取り消されます。

- 1 同一の内容で、既に国から他の補助金等の交付を受けている場合又は採択が決定している場合

なお、国の他の補助金等について採択が決定していない段階で、本事業に申請することは差し支えありません。

- 2 不適正経理に伴う応募資格の停止の場合

競争的資金の適正な執行に関する指針（平成17年9月9日付け競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に準じて、不適正経理があった者については、一定期間、本事業への参加は認められません。

第11 事業実施主体の責務等

第8の2により交付金の交付決定を受けた事業実施主体は、本事業の実施及び交付される交付金の執行に当たって、以下の事項について遵守することとします。

- 1 事業の実施

事業実施主体は、関係法令、交付等要綱等を遵守し、効果的かつ効率的な事業の実施に努めなければなりません。

- 2 交付金の経理

交付を受けた交付金の経理に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) この交付金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律が適用されます。
- (2) 事業実施主体は、本事業の一部を委託した際の委託費も含めて、交付金全体の適切な経理を行わなければなりません。
- (3) 事業実施主体は、交付金の使用に当たっては、国の契約及び支払に関する諸規程の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果が挙げられるように経費の効率的使用に努めなければなりません。

- 3 調査

事業実施期間中、担当部署は、本事業の目的が達成されるよう、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うとともに、本事業の進捗状況について必要な調査（現地調査を含みます。）を行います。

事業実施主体は、交付等要綱に基づき事業年度途中における本事業の進捗状況及び交付を受けた交付金の使用状況を農林水産大臣に報告しなければなりません。

4 評価

事業実施主体は、本事業終了後に、事業成果の波及効果や活用状況等に関する評価を行わなければなりません。

5 取得財産の管理

本事業により取得した事業設備等の財産の所有権は、事業実施主体に帰属します。ただし、財産管理、処分等に関して、次のような制限があります。

- (1) 本事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って効果的な利用を図らなければなりません。
- (2) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価額等が50万円以上の財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に規定する処分の制限を受ける期間において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。なお、農林水産大臣から承認を受けた財産の処分によって得た収入については、交付を受けた交付金の額を限度として、その全部又は一部を国庫に納付させることがあります。

6 成果物の帰属等

この事業により得られた成果物の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベースに係る著作権等）は、発明者個人に帰属します。なお、農林水産省又は農林水産省が指定する者に対しては、無償使用を許可するものとし、その他第三者に対しては、担当部署と事前協議の上、無償使用を許可するものとします。また、本事業で生じた成果物を農林水産省が使用する場合、知的財産権者の許可を要しないものとし、農林水産省が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該著作権等を利用する権利を求める場合には、無償で、当該権利を農林水産省に許諾することとします。

ただし、この事業により得られた特許、実用新案登録、意匠登録等の権利を取得した場合又は実施権を設定した場合は、農村振興局長に報告しなければなりません。なお、農林水産省は、特許等の取得状況を自由に公表できるものとします。

また、事業実施期間中及び事業実施期間終了後5年間に於いて、この事業により得られた知的財産権の全部又は一部の譲渡を行おうとする場合は、事前に農村振興局長に報告しなければなりません。

なお、この事業により取得した知的財産権は、事業実施主体の職務発明規程等に基づき、発明者の所属機関に承継させることができます。

7 収益状況の報告及び収益の納付

事業実施期間中及び事業実施期間終了後5年間は、毎年度、本事業の成果の実用化等に伴う収益の状況を、収益が生じた場合は、農村振興局長に報告しなければなりません。

また、事業実施期間終了後5年間に於いて、事業成果の実用化、知的財産権の譲渡又は実施権の設定、その他当該事業の成果の他への供与により相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた交付金の額を限度として、その収益の全部又は一部を国庫に納付させることがあります。

8 事業成果等の報告及び発表

本事業の成果及び交付を受けた交付金の使用結果については、事業終了後に、必要な報告を行わなければなりません。なお、農林水産省は報告のあった本事業の成果

を公表できるものとしします。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業による成果であること及び論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記するとともに、公表した資料を農林水産省に提出しなければなりません。

9 その他

(1) 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとしします。

ア 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が、次の（ア）から（ウ）までのいずれかから調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含みます。）は、利益等排除の対象となります。

（ア）事業実施主体自身

（イ）100%同一の資本に属するグループ企業

（ウ）事業実施主体の関係会社

イ 利益等排除の方向

（ア）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とします。

（イ）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（マイナスの場合は、0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（ウ）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とします。

これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、0とします。）をもって取引価格からは利益相当額の排除を行います。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとしします。また、その根拠となる資料を提出するものとしします。

(2) その他国の法令等により義務が課せられることがあります。

第12 応募方法等

1 応募申請書類

3の公募説明会における事業内容、書類作成方法の説明を踏まえ、応募申請書類チェックシートに掲げる書類を作成し、必要部数を以下の応募期間内に提出してください。

なお、第7の審査は提出書類に基づいて行い、チェックシート記載の申請書類以外の資料は審査委員会では使用できません。

2 応募方法

応募期間及び提出先（問合せ先）等は以下のとおりです。

（1）応募期間

令和6年12月20日（金曜日）～令和7年1月16日（木曜日）17時（必着）

（2）提出先

ア 電子メールで提出する場合

gibier-soudan@maff.go.jp

イ 紙媒体で提出する場合

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室

（3）問合せ先

問合せについては、月曜日から金曜日まで（祝祭日を除きます。）の午前9時30分～午後4時30分（正午から午後1時までを除きます。）とします。

農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室

TEL：03-3502-8111（内線5502）

（4）申請書類の提出に当たっての留意事項等

ア 電子メールで提出する場合

提出いただくファイルはPDF形式です。メールの件名を「令和6年度ジビエ関連出展等事業に係る申請書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載の上、送付してください。また、メール送付後は速やかにメール到着の有無を提出先に電話で確認してください。なお、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7MB以下とするとともに、複数のメールとなる場合は、件名の「応募者名」を「応募者名・その○／△（○は連番、△は送付するメール数）」としてください。

ただし、申請者側のメールシステム上の不具合等による遅延提出は認められません。時間に余裕を持って提出してください。

イ 郵送又は宅配便で提出する場合

必要部数は応募申請書類チェックシートのとおりです。応募書類は必要部数を1つの封筒に入れ、“ジビエ関連出展等事業申請書在中”と応募する事業名を表に朱書きをして提出してください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。そのほか、宅配便（バイク便を含む。）やむを得ない場合には、持参も可としますが、FAXによる提出は受け付けません。

3 公募説明会

本事業にかかる公募及び応募申請に係る説明会を行います。（オンライン）

令和6年12月24日（火曜日）13時30分～14時

日程の調整等を行いますので、説明を希望する場合は、上記問い合わせ先まで御連絡ください。

第13 審査スケジュール

審査委員会：令和7年1月下旬または2月上旬予定

交付金交付候補者の最終決定等の連絡：令和7年2月下旬予定